

令和6年4月9日

鹿屋市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針

鹿屋市教育委員会

第1 目的

この指針は、鹿屋市立学校におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、職員及びその他の者の人権の尊重、利益の保護及び良好な勤務環境及び教育環境等（以下「勤務環境等」という。）の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

1 ハラスメント

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他ハラスメントの総称

(1) パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境等を害することとなるようなもの

(2) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

職場における職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、当該ハラスメントには該当しない。

ア 妊娠又は出産に関する事由

つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと等が含まれる。

イ 不妊治療を受けることに関する事由

ウ 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用

エ 育児に関する制度又は措置の利用

オ 介護に関する制度又は措置の利用

第3 不利益取扱いの禁止

職員は、ハラスメントを行った職員に対する拒否、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益な取扱いも受けない。

第4 職員の責務

1 職員は、ハラスメント又はハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

2 職員は、ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項として別に定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

第5 校長等の責務

校長等職員を監督する地位にある者は、自らもハラスメント問題に対する関心と理解を深めるとともに、良好な勤務環境等を確保するため、次に掲げる事項に留意し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 1 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせる。
- 2 ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境等を害する言動を見逃さないようにする。
- 3 ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応（以下「職員の対応」という。）に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境等を害する言動を見逃さないようにする。
併せて、職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。
- 4 職員からハラスメントに関する苦情の申出及び相談があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。また、ハラスメントが行われた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 5 職員が他の任命権者の所属職員からハラスメントを受けたとされる場合には、鹿屋市教育委員会と連携して、当該任命権者に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求める。

第6 研修等

- 1 校長は、ハラスメントの防止等及びハラスメントが行われた場合の適切な対応のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 2 校長は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者にハラスメントに関する基本的な事項について理解させることに留意するものとする。
- 3 鹿屋市教育委員会（以下「市教委」という。）は、ハラスメントの防止及びハラスメントが行われた場合の適切な対応並びにハラスメントの防止に係る研修について、校長に対し必要な指導及び助言等を行う。

第7 苦情相談への対応

- 1 校長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を指定し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、校長は、苦情相談を受ける体制を職員に対し明示するものとする。
- 2 相談員は、ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項として別に定める事項に十分留意して、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 3 市教委における相談窓口は、学校教育課教職員係及び教育総務課管理係とする。

第8 懲戒処分

職員は、ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、地方公務員法上の懲戒処分等に付されることがある。